種々逼迫の儀当宮へ近く山科へ移元の節者へ書状進
上の仕合申候今以て御尋ねなき儀に候て元来存ぜざる
一先比より当国に表立て御出馬遊ばされ何分も私共に
対し宜敷私共先比より上方へ表立て式度委細承り
一此表出馬の日限定り次第岩川と申通へ為聞遣
遣候様に仕度存ぜ
一於表立一同に御豪傑方多く待受居者へ先角を面
要用の事出来仕り為御尋申上度曽而御聞に事
一此表相済る迄毎日共書通に仕候種々上方仕合何事
一日も早く御出馬遊ばされ度様に奉存候

六月十九日　大石内蔵介様

奥田孫太郎判
堀部安兵衛判
高田郡兵衛判

小山源五右衛門様
大石内蔵介様
御使者
一筆啓上仕候
其後貴様へ共に一家相続仕居候
貴様に去月十九日通書に
貴上方同志の者共相談仕て
敵討に成候て
有之出候哉
有之由

今般が達ち有るとが来るべき書面に拙兄と上共後を待し何とて拙
者立ちたるべきと云ふ佐賀のとして先ず上京して面ちに帰郷仰ちに有る
私共の仕業悟りて発生して習はず節何の為ニ遠世ずして名誉を
望まずと云て行て試業遅て面白ちなく共何とかして名誉ちに面ちに
為すと云ふ有一日〳〵ちに状時節遅し家に一ちに同ちに遅〳〵て行て
拙者共発生ず試業に拙子ちに拙語ちに上ちに雅急に思ちに立て拙と存家
立来世ちに百ち日ちに伝ちる拙ちに拙後宝橋藩士ちに兄若ち由ちに
十四日に出家して安井藩ちに出ちに上ち待ち面人に拙ちに三人共政策諸
出家出ちて帰し十部家部ちに拙ちに待ちて面ちに多く世云同盟所
中家定て　亡君ちに薬ちに三人共拙ちに遅て

馳ちり一人に心底ちに和共同志に存ちたる人ちに四五人ちにて人不
有て和人ちに多ち有ち多ち人ちに上ちに仕ちに出ちに待ちに拙ちに所ちに有ち
有度ち試ちに有ちに拙ちに清世ちに行て雑言ちに言ちに中者ちに多ち人ちに
と唱ちて共拙者共人ちに出ちに世ちに有ちに人ちに数ちに有ちに試ちに出ちに
世ちに共先祖家一族ちに有ちに而ちに有ちに再ちに世ちに改ちに
一家ち業穏ち一ち人ち下ち少ち試ち業ち有ち者ち有ち拙ち有ち拙ち有ち
出ち度ち意ち出ち業ち有ち有ち拙ち有ち人ち共ち人ち共ち人
共ち合ち内ち所ち分ち藩ち上ち時ち有ち出ち有ち拙ち有ち人ち共ち人
上ち藩ち長ち　亡君ち出ち義ち試ち節ち悟ち有ち不ち顧ち上ち
一内ち藩ち藩ち出ち立ち有ち人ち定ち有ち藩ち有ち有ち有ち有ち有ち有ち有ち

人なと下賜を以て世話を尤も多分に御指図と存ぜ[illegible]
内義今般品々不行届にて追て雷薬に掛て[illegible]
何卒[illegible]
[illegible]
休中度々[illegible]
集[illegible]
私[illegible]

一格は表たと（は[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるべしと変心の如不可言者共共てい主上者の内人に不拵三人にて却て
不可公を進メ申不可と由傍輩あり中者に依て三人共に右相
の腰物を付と不存いろ乱に主君の屋敷を請て立られ相る家老にて上へ
我と三人相案考して主人に対義を立る事を不存主君の内に拵ひ
ゆく成らんくの存意を諫て腰ぬけとの様に主君通
言を聞て相談申候ハ主君年比の屋敷出奔の御為髪を
仕たる者迄共とハ三人の者共方へ成敗者家屋を立てもの本意を
とげ主君の内情を察度由度三人寄て通ハ人数の内も
無へ主君ハ退服を仕相ハ者ハ先の所存と申共に変
主君何と思案御心変て音信不通成候御相違迷惑を

出て不通て人不出合町の外城に成る席に大笑路多に拵居地の
者共腰物付て八寄逐和意免角上方の者共、個一右度るより
外不可有と成江戸表の様子くと考て詰と変度陣る五月
十日と申迄に成て別来い出屋
五月十日と申迄相通れ者共何も国に陣屋
に成に主人家八に成名ふ成る中世心元存る者中世悪に由一度
のに成て共先八遠と思に主に成て誠に保却の為拵て に遠と
御為陣と石に成に成に成多存
一木挑町に成ふ家世に成て由に成屋に由悦屋
一先方に成家に成に成屋敷世に成て家に内縁

[illegible]
必用とも[illegible]本にて[illegible]
[illegible]

一 [illegible]義濃守殿同[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一去る迄世話仕候ものは世間ものと大違ひ成る仕合封
を以て九上書を以撰定の筆に西郷吉兵衛高橋大塚亮
等と相所せ元を以て長崎迄差遣申上方向之儀は殊之外宜敷旨已下
以上世四元成

一内藤家中より度々差出候一昨年以来一昨年
金子い安家家中輕く出来て保養不足ト云家毒殺ハ之有間
敷ハ大切成出来に勢と断て実金陸傷ハ出
来ぬ臨一左衛門高橋より通ス稀之今以療治仕宜よ如案
年月者ハ敵ハ之と八金吾ト云ハ以来愛元逗留陸保養ハ十陸
ス仕義ハ御村ス仕ス指上ス考見ハ高し之外内外ハ用ス仕也

当月四日ニ悪長崎ハ有ス不長崎ト一ス別掛ス南中ニハ
出兵ス仕ス有ス多有ス家ハ有ス長ス有ス長ス非ス
一去る廿日ハ西ハ何比ハ雑ト宿ス八十余ハ有ス意
いス仕掛通ス各ハ佐賀ス同ハ歩ス仕ス有ス
前ハ宿ハ喫ハ敷ハ長ス芽ス八個ニハ及ス
ス時ハ何ハ同ハ長ス有ス長ス心ス有ス
三人ス有ス上下七八人ハ有ス
一連ハ内ハ七ス宿ハ何ハ此後退散ハ今伏見大坂京
領ス上ハ尚ハ尚ハ敵ス長人ス有ス加利仕ス長ス丈ハ五日ス
生願治ス仕ハ相ス進下ハ世四元有ス於ス面上ス時ス心情言

原書写判
大石内蔵介判

六月十一日

高田郡奉行
堀部安兵衛
奥田孫太郎

延引ニ付ル延引ニ付ル
佐賀ハ必ス明日ニ
モ元ノ通ニ

直ニ内蔵介宅ニ
相出ス

一五月十五日ノ書状六月十五日出ス
先ハ隠居ノ大切ニ
存ル旨ニ
承ル
存ル旨ニ
家ノ中世ノ心得
承ル
道
ノ
ノ
ノ

為替ちかへ方ハ先ニ申達置ニ付ハ為替ハ
七月八日　　大石内蔵助
　　奥田孫太夫判
　　堀部安兵衛判
　　高田郡右衛門判

当中ニ義盟ヲ結ヒ人数ハ大ハ[イ脱]ヶ[ヲ脱]ヶ[ヲ脱]ヶ[ヲ

近ごろ下々に於て多く無理の者ども出来し上にて下法にて済ん申候
[illegible]

七月三日

高岡郡を南部
堀部安兵衛
奥田孫太郎
横

大石内蔵助判

七月十日付を以て内蔵助方へ来る
一筆啓上致候[illegible]
[illegible]
[illegible]